

野田市総合計画（素案）概要版

まちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くため、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる野田市総合計画（素案）を策定しました。

◇ 将来都市像

～人のつながりがまちを変える～

みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち



◇ 基本目標

- | | |
|--------|--------------------|
| 基本目標 1 | 自然環境と調和するうるおいのある都市 |
| 基本目標 2 | 生き生きと健やかに暮らせる都市 |
| 基本目標 3 | 豊かな心と個性を育む都市 |
| 基本目標 4 | 安全で利便性の高い快適な都市 |
| 基本目標 5 | 市民がふれあい協働する都市 |
| 基本目標 6 | 活力とにぎわいに満ちた都市 |

総合計画（素案）に対する皆様のご意見を募集します。
詳しくは、次のページをご覧ください。

総合計画（素案）に対する皆様のご意見を募集します

パブリック・コメントの実施

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号に基づき、平成27年7月30日までご意見を募集します。（郵送の場合7月30日の消印有効）

【意見を提出できる方】市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市総合計画（素案）」に利害関係を有する方

【意見の提出方法】冊子の29ページをご覧ください。

地区別懇談会へのご参加

地区別懇談会を以下の日程で開催します。申込不要でどなたでもご参加できますので、是非、この「野田市総合計画（素案）概要版」をご持参の上、ご来場ください。なお、手話通訳・要約筆記をご希望の方は、各開催日の7日前までに企画調整課へご連絡ください。

	月 日	時 間	会 場
昼の部	7月11日（土）	10:00～12:00	関宿コミュニティ会館（いちいのホール内）
	7月11日（土）	13:00～15:00	中央コミュニティ会館（樺のホール内）
	7月12日（日）	10:00～12:00	北コミュニティ会館
	7月12日（日）	13:00～15:00	南コミュニティ会館
夜の部	7月 9日（木）	19:00～21:00	東部公民館
	7月10日（金）	19:00～21:00	北部公民館
	7月14日（火）	19:00～21:00	福田公民館
	7月15日（水）	19:00～21:00	川間公民館
	7月16日（木）	19:00～21:00	南部梅郷公民館
	7月17日（金）	19:00～21:00	二川公民館
	7月21日（火）	19:00～21:00	関宿公民館
	7月22日（水）	19:00～21:00	木間ヶ瀬公民館
	7月23日（木）	19:00～21:00	中央公民館
	7月24日（金）	19:00～21:00	関宿中央公民館

目 次

野田市総合計画の概要	1
施策体系図	2
はじめに	
1 総合計画策定の考え方	3
2 総合計画の目標年次	3
3 総合計画の構成と計画期間	4
計画の基本的なフレーム	
1 将来人口	5
2 財政の見通し	5
3 都市構造・土地利用の方向	7
施策の大綱・展開方向	
基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市	9
基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市	11
基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市	14
基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市	17
基本目標 5 市民がふれあい協働する都市	20
基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市	22
重点プロジェクト	25
計画の実現に向けて	28

野田市総合計画の概要

将来都市像

～人のつながりがまちを変える～

みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

基本目標

自然環境と調和する
うるおいのある都市

生き生きと健やかに
暮らせる都市

豊かな心と個性を
育む都市

安全で利便性の高い
快適な都市

市民がふれあい協働
する都市

活力とにぎわいに
満ちた都市

将来人口

15万2千人
(平成42年)

財政の見通し (一般会計の財政規模)

46,159百万円
(平成42年)

将来都市構造・土地利用

【中心サービス核】
野田市駅・愛宕駅周辺地域
【地域サービス核】
梅郷駅周辺地域
川間駅周辺地域
関宿中央ターミナル・
関宿支所周辺地域

施策の大綱

将来都市像の実現に向けて6の基本目標を基本に、取り組むべき施策の方向性を示す基本方針を設定

6の基本目標を実現していくための施策及び主な事業

6の基本目標

1の基本目標につき
3の基本方針
(合計18方針)

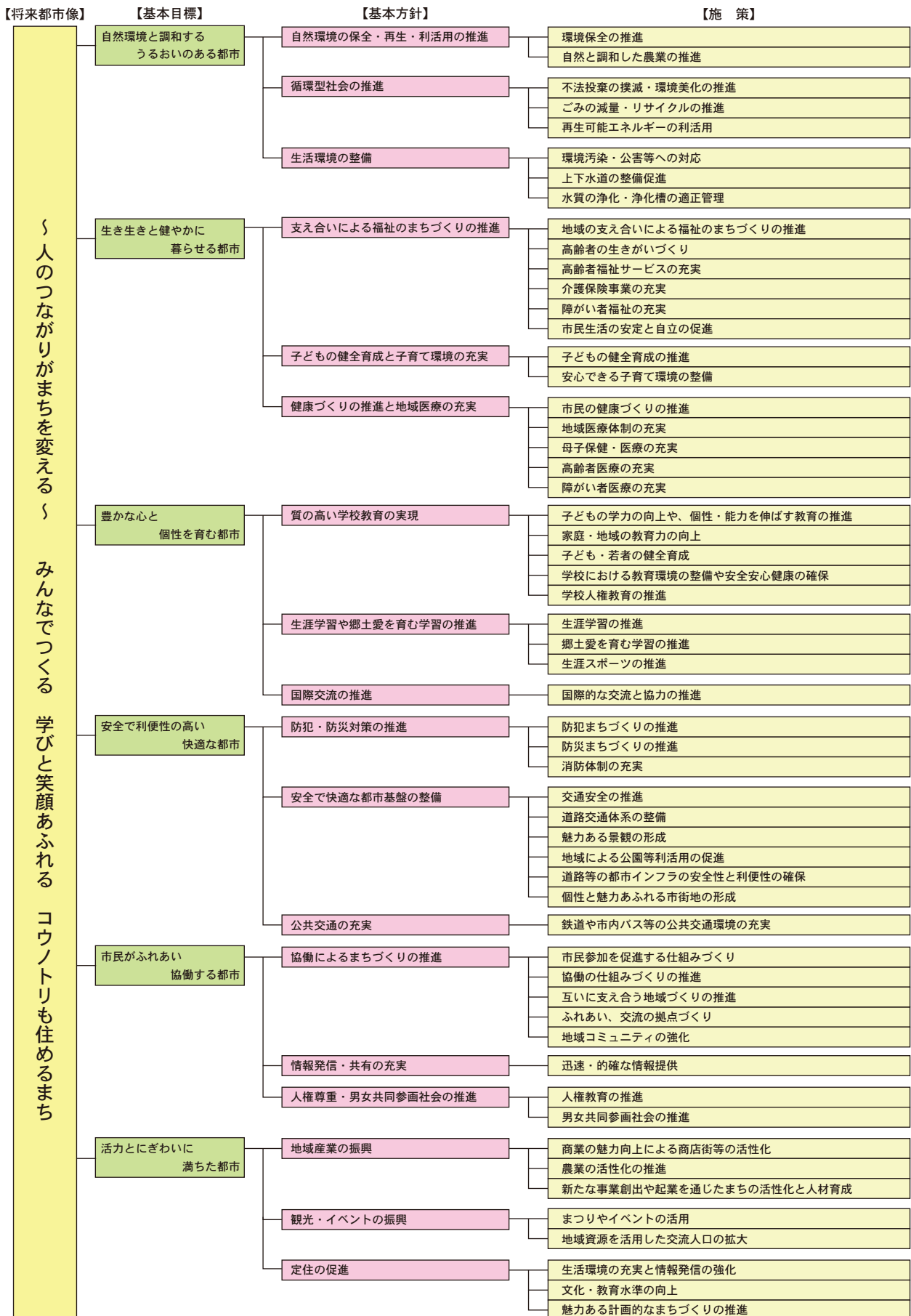
1の基本方針につき
1～6の施策
(合計56施策)

1の施策につき
1～15の主な事業
(合計271事業)

重点プロジェクト

分野別の体系となっている基本目標を、横断的に捉え直し、関連する施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、現総合計画(新市建設計画)の重点プロジェクトからの継続性、連続性に配慮して、8の重点プロジェクトを設定

施策体系図



◆はじめに

1 総合計画策定の考え方

(1) 背景

野田市では、平成15年の合併以降、徹底した市民参加により作成した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきましたが、計画期間が平成27年度に満了となるため、平成28年度を初年度とする次期総合計画を策定すべき時期を迎えています。

総合計画を策定すること及び基本構想について議会の議決を経ることについては、平成23年5月に地方自治法の一部が改正されたことにより、法的な義務付けが廃止されました。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものと考えます。

また、地球温暖化等の環境問題、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化といった問題は年々深刻さを増しており、社会経済情勢も日々変化している状況の中で、これらの問題に対して適切に対応していく必要があります。

加えて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、野田市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを改めて考え直すきっかけにもなりました。

これらの社会情勢の変化や野田市の現状を踏まえ、新しいまちづくりの道標が必要との認識から、総合計画を新たに策定することとし、さらに、基本構想について、市民の代表である議会の議決を受けることとしました。

(2) 策定のねらい

総合計画は、これまでの野田市のまちづくりの成果を引き継ぎ、新たなまちの将来像を定め、その目標に向けた進路を総合的に示すもので、行財政の計画的な運営や個別施策、事業を推進する上での指針となります。

総合計画の策定により、まちの将来像を市民、事業者、行政が共有できる意義は大きいと考えます。

(3) 策定の理念

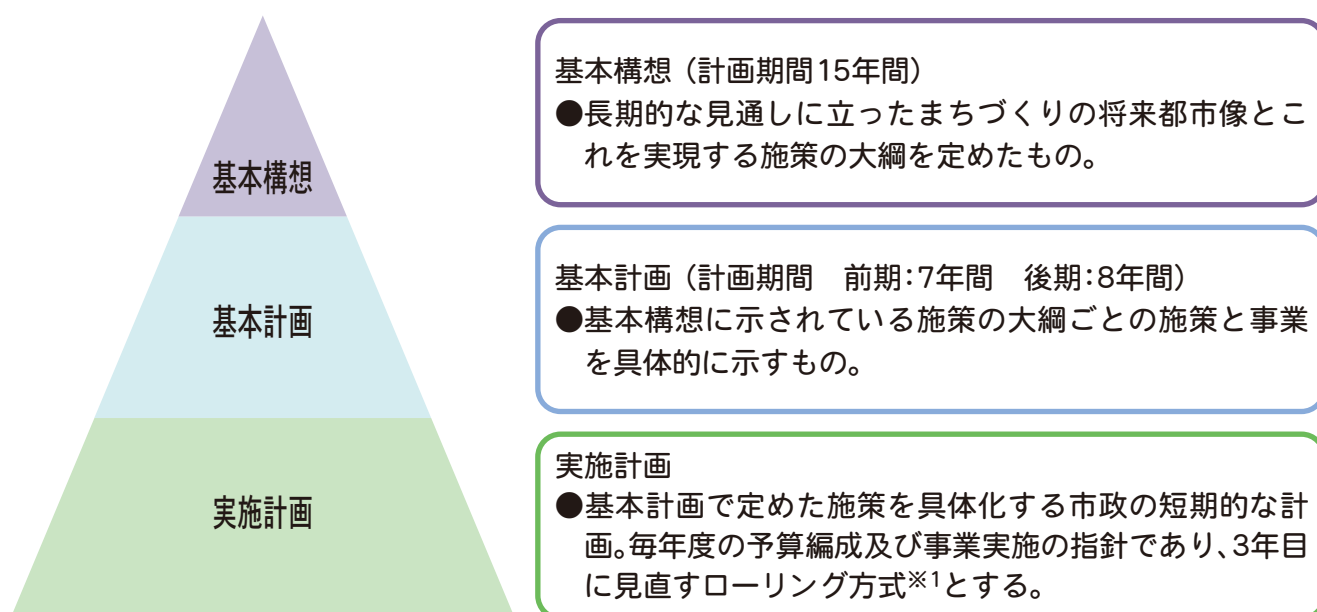
まちづくりは一朝一夕にできるものではなく、継続して取り組む必要があります。そのため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、これまで積み重ねてきた成果を継承するとともに、中長期的な視点に立ち、これからのまちづくりを進めていく必要があります。また、これからのまちづくりは、市民、事業者、行政を始め、NPO等の団体、大学といった多様な主体が連携・協力して進める時代となっています。

そのため、総合計画の策定に当たっては、徹底した市民参加により策定した計画を「実現すること」と「継続すること」を大切にし、多様な主体が適切な役割分担の下に、共に支え合ってまちづくりを推進することができる道標となることを目指します。

2 総合計画の目標年次

本総合計画の目標年次は、平成42年（2030年）とします。

3 総合計画の構成と計画期間



【計画期間のイメージ図】

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
基本構想（15年）														
前期基本計画（7年）							後期基本計画（8年）							
第1次実施計画														
第2次実施計画														
第3次実施計画														
							第4次実施計画							
							第5次実施計画							
							第6次実施計画							
							第7次実施計画							

※1 ローリング方式…計画の実施過程で、計画と実績との間に食い違いが生じていないかチェックし、違いがある場合は実績に合わせて計画を再編成して目標の達成を図る方式。

◆計画の基本的なフレーム

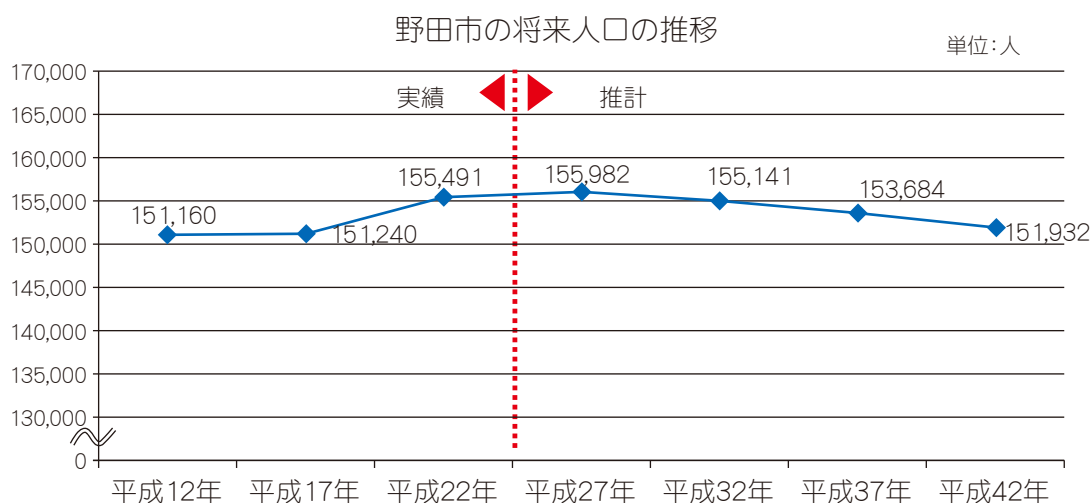
1 将来人口

(1) 総人口

平成42年（2030年）における人口は、約15万2千人と想定しました。

平成12、17、22年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、平成42年までの人口推計を行いました。

総人口のピークは平成27年の155,982人であり、その後は人口減少に転じ、平成42年には151,932人まで減少すると見込みました。



2 財政の見通し

(1) 歳入の見通しについて

表 一般会計歳入の財政見通し（平成28年度～平成42年度）

（単位：百万円）

歳入	平成25年度 （当初予算）		平成28年度		平成34年度		平成42年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
市税	21,733	47.93%	21,824	46.51%	21,488	46.04%	20,947	45.38%
譲与税・交付金等	2,222	4.90%	3,608	7.69%	3,608	7.73%	3,608	7.82%
地方交付税	4,770	10.52%	3,852	8.21%	3,113	6.67%	3,113	6.74%
国・県支出金	8,086	17.83%	8,462	18.04%	8,512	18.24%	8,626	18.69%
使用料・手数料等	1,623	3.58%	1,684	3.59%	1,830	3.92%	2,086	4.52%
繰入金	817	1.80%	634	1.35%	1,087	2.33%	1,446	3.13%
繰越金	850	1.88%	1,200	2.56%	1,200	2.57%	1,200	2.60%
市債	4,081	9.00%	4,524	9.64%	4,702	10.08%	4,002	8.67%
その他	1,162	2.56%	1,131	2.41%	1,131	2.42%	1,131	2.45%
合計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

<一般会計（歳入）の用語説明>

○市税／市民の皆さんから納めていただく市の税金です。

○譲与税・交付金等／国や県の税金のうち、法令で定められた分が市に交付されるものです。

- 地方交付税／普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。特別交付税は、普通交付税における標準的な基準では捉えきれない特別な事情のある地方公共団体に交付されます。
- 国・県支出金／特定の事業など、国・県から使途を指定されて交付されるものです。
- 使用料・手数料等／市営住宅や体育館など行政財産及び公の施設を利用する特定の方から徴収するもの（使用料）、住民票や納税証明など特定の方への役務の提供に要する経費として徴収するもの（手数料）です。
- 繰入金／他会計及び基金から資金を受け入れるものです。
- 繰越金／前年度から繰り越したものです。
- 市債／市が都市基盤整備事業等を実施するための借入金です。

歳入の根幹となる市税収入については、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みです。譲与税・交付金等における地方消費税交付金は、税率引上げによる増収が見込めるものの、普通交付税の合併算定替※¹の終了に伴い地方交付税は大きく減少するものと見込みました。

(2) 歳出の見通しについて

表 一般会計歳出の財政見通し（平成 28 年度～平成 42 年度）

（単位：百万円）

歳出	平成 25 年度 （当初予算）		平成 28 年度		平成 34 年度		平成 42 年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	8,574	18.91%	8,504	18.12%	8,055	17.26%	8,055	17.45%
扶助費	9,968	21.98%	10,615	22.62%	10,873	23.30%	11,066	23.97%
公債費	5,226	11.53%	5,239	11.17%	5,152	11.04%	4,732	10.25%
義務的経費計	23,768	52.42%	24,358	51.91%	24,080	51.60%	23,853	51.67%
投資的経費	3,615	7.97%	4,174	8.90%	3,885	8.32%	3,072	6.66%
物件費	9,802	21.62%	10,269	21.89%	10,269	22.00%	10,269	22.25%
補助費等	2,354	5.19%	2,354	5.02%	2,354	5.04%	2,354	5.10%
繰出金	4,261	9.40%	4,033	8.59%	4,352	9.33%	4,880	10.57%
その他	1,544	3.40%	1,731	3.69%	1,731	3.71%	1,731	3.75%
合計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

<一般会計（歳出）の用語説明>

- 人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。
- 扶助費／子どものいる方、障がいを持った方、高齢者などの生活を支援する費用です。
- 公債費／借入金（市債）の返済のための費用です。
- 投資的経費／道路や学校などの施設建設や災害復旧等に支出する費用です。
- 物件費／市の業務を民間業者に委託する費用、業務で使用する機器のリース費用などです。
- 補助費等／国や県へ負担する費用や、各種団体への補助金を支出する費用です。
- 繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。

人件費については、減少傾向にあります。

また、扶助費については、少子化により児童手当は減少するものの、全体では増加していくものと見込みました。

※¹ 合併算定替…合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後10年間は、合併しなかったと仮定して算定した個々の普通交付税額の合算額が交付されます（合併算定替）。その後5年間で段階的に割り落とされ、1団体としての算定額となります（一本算定）。

3 都市構造・土地利用の方向

(1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

広域や市内の移動に便利で、まとまりのある都市構造の実現に向けて、都市構造を支える交通ネットワークの形成を推進します。

道路網については、市街地等の円滑な交通処理を実現するため、外郭環状構造の道路※1や都市計画道路網の整備を推進します。

また、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化を推進するとともに、駅へのアクセス向上を図り、駅前広場、駅前線などの周辺道路等の整備を図ります。

(2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全

野田市の豊かな自然環境と調和した市街地の形成を推進します。まとまりがあり、快適な生活環境を備えた市街地整備を推進するため、市街地ゾーンを設定します。

また、市の周囲を流れる利根川、江戸川、利根運河や公園、緑地を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定します。

市街化調整区域を中心に分布する優良農地について、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するため、農業振興ゾーンを設定します。

(3) 4つの核の形成

東京直結鉄道の整備や連続立体交差事業と併せて野田市駅・愛宕駅周辺を広域的な性格も持った拠点として整備します。また、梅郷駅周辺、川間駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺に存在する従来の都市機能集積の活用等によって、南北それぞれの地域サービス核を形成します。

◎野田市駅・愛宕駅周辺地域……………中心サービス核

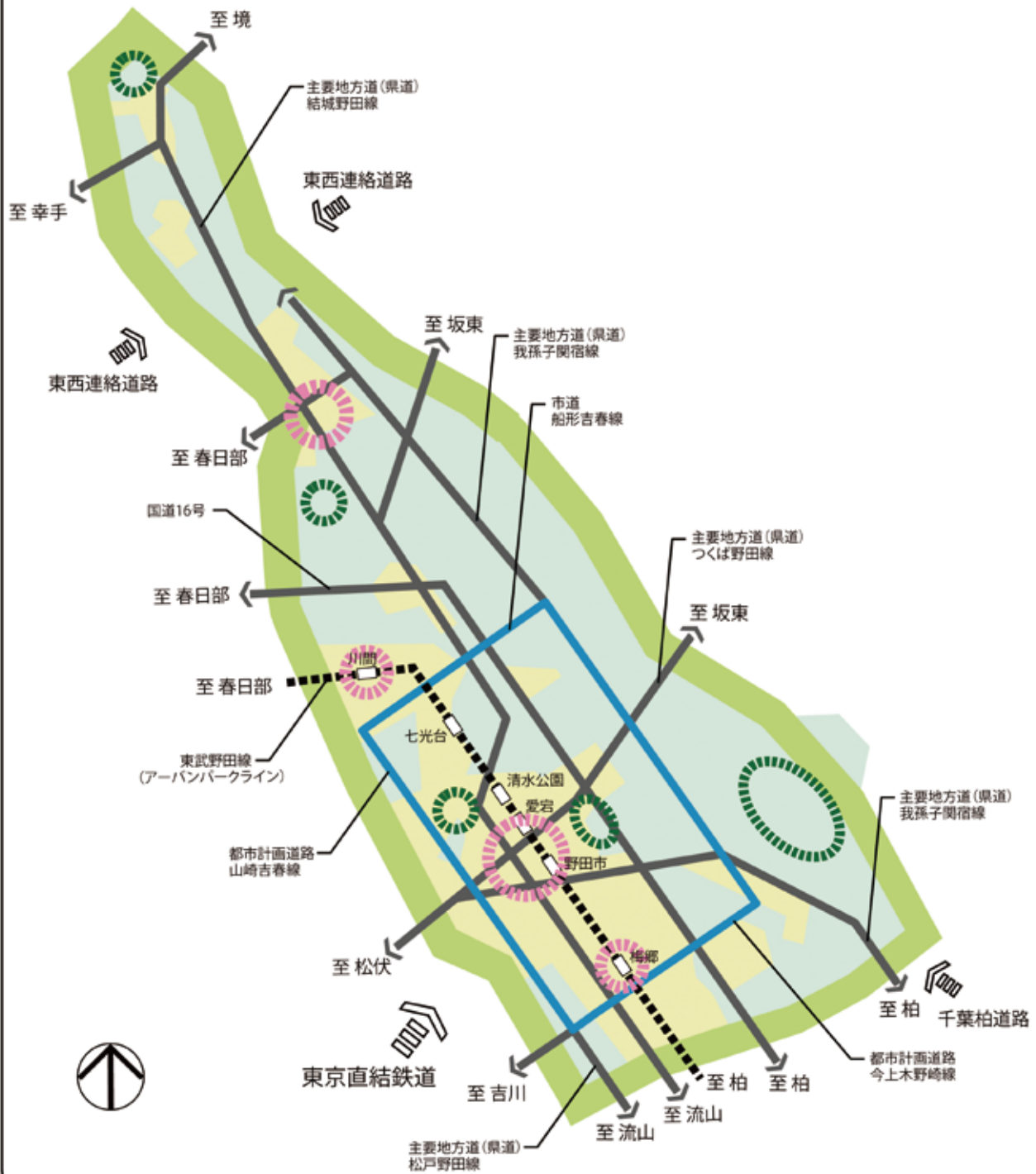
◎梅郷駅周辺地域……………地域サービス核

◎川間駅周辺地域……………地域サービス核

◎関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域……地域サービス核

※1 外郭環状構造の道路…都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線(一部の区間)、我孫子関宿線(一部の区間)で構成する環状道路で、野田地域の市街地内への通過交通を排除し、市街地の混雑解消や地区間移動の円滑化を図る道路。→P8「将来都市構造・土地利用イメージ図」参照

将来都市構造・土地利用イメージ図



凡 例

- | | | |
|----------------|--------|---------------|
| 市街地ゾーン | 幹線道路 | サービス核 |
| 農業振興ゾーン | 外郭環状道路 | 緑地・レクリエーション拠点 |
| 緑地・レクリエーションゾーン | 鉄道 | |

◆施策の大綱・展開方向

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちで、多様な生態系も見られます。

これまで自然の保全、再生のために、様々な取組を進めてきました。今後も引き続き、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、これまで進めてきたコウノトリをシンボルとした生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を進めます。

農業に関しては、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、耕作放棄地の有効活用を推進します。

清潔で快適な都市環境の実現に向けて、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R※1(リデュース、リユース、リサイクル)を市民や事業者と協働※2、連携により進め、更なる循環型社会の実現を推進します。また、東日本大震災を起因とする再生可能エネルギー※3への関心の高まり等を踏まえて、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用についても引き続き取り組みます。

騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等といった公害への対応を図るとともに、大雨による浸水被害の軽減に向けた総合的な浸水対策の推進や上下水道の整備、水質の浄化等、市民が安全で安心できる生活環境の整備に取り組みます。

●基本方針 1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

施 策	主な事業
◎環境保全の推進	・生物多様性の保全 ・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境の保護 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・環境保全型農業の推進 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・水質保全対策の推進
◎自然と調和した農業の推進	・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・環境保全型農業の推進 ・市民農園設置の推進 ・遊休農地の集約の推進

※1 3R…リデュース(Reduce)、リユース(Reuse)、リサイクル(Recycle)の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制(リデュース:Reduce)を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する(リユース:Reuse)、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する(リサイクル:Recycle)となる。

※2 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※3 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎環境保全の推進	・地区指定率	43%	52%	60%
	・「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	153,500 本	167,000 本	179,000 本
◎自然と調和した農業の推進	・玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	50%	77%	100%

●基本方針 2 循環型社会の推進

施 策	主な事業
◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	・環境美化意識の啓発 ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 ・不法投棄パトロールの強化
◎ごみの減量・リサイクルの推進	・ごみの減量・分別排出の推進 ・資源回収・リサイクル化の促進 ・一般廃棄物処理基本計画の推進 ・一般廃棄物最終処分場の確保 ・新清掃工場の整備
◎再生可能エネルギーの活用	・再生可能エネルギーの利活用の検討 ・住宅用省エネルギー設備補助事業

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	・環境美化区域の指定数（累計）	8 か所	20 か所	28 か所
	・不法投棄ごみの処理量	133.4 t	70 t	50 t
◎ごみの減量・リサイクルの推進	・1 人 1 日当たりのごみ排出量	649 g	447 g	逡減
◎再生可能エネルギーの活用	・屋根貸し事業実施件数（累計）	0 か所 0 棟	18 か所 37 棟	同左 同左

●基本方針 3 生活環境の整備

施 策	主な事業
◎環境汚染・公害等への対応	・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の推進 ・放射性物質除染業務
◎上下水道の整備促進	・浄・配水施設整備の推進 ・広報・PRの実施 ・公共下水道の整備 ・利根運河の水質保全 ・くり堀川の整備 ・三ヶ尾川（仮称）の整備 ・阿部沼第 1 排水区六丁四反水路の整備 ・柏寺落し堀水路の整備 ・排水路の整備・管理 ・地域排水の整備

施 策	主な事業
◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	・水質環境の保全 ・地質環境の保全 ・合併処理浄化槽の設置促進

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎環境汚染・公害等への対応	・環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	117 件	67 件	54 件
	・温室効果ガス排出量	21,464 t	18,800 t	逡減
◎上下水道の整備促進	・上水道の普及率	96.2%	97.2%	98%
	・公共下水道（汚水）の普及率	63.3%	70.7%	76.7%
	・公共下水道（雨水）の整備率	雨水幹線	14.6%	34.9%
		調整池	0%	58.3%
	・くり堀川整備率（河川）	72.3%	95.8%	100%
	・排水整備率（水路）	61.4%	100%	—
	・排水整備率（調整池）	2.7%	93.5%	100%
◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	・合併浄化槽設置数（累計）	1,219 基	1,400 基	1,560 基

基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

少子高齢化の進展、核家族化等による家族構成の変化、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化している中で、市民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の支援活動が大きな役割を果たしており、これらの主体と協力、連携を図り、地域で支え合う「心のバリアフリー」の意識の醸成と地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者の健康の維持増進やひとり暮らしの高齢者への支援等きめ細やかな対応とともに、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりに取り組みます。また、障がい者の自立を促進させる取組や高齢者の介護等に関する社会福祉需要もますます高まっており、多様なニーズを踏まえた福祉活動や施策の充実を図ります。

誰もが住み慣れた地域で、元気に安心して暮らせる社会を実現するために、公共施設や道路等のハード面、情報、制度、心理等のソフト面等様々な障害を取り除くバリアフリーや、誰もが使いやすい環境づくりに配慮したユニバーサルデザイン※1を重視した環境整備に取り組み、障がい者の自立した日常生活や社会参画を促進します。

市民生活の安定と自立の促進に向けて、生活保護世帯への福祉の充実を図るとともに、就労支援や適正な給付にも取り組みます。

女性の社会進出やライフスタイルの多様化等により、子育てへの負担感が高まっており、支援の充実が求められていることから、子育て中の親が働く環境や保育環境の充実を図り、安心して楽しみながら子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化の進行に伴う生活習慣病等の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたり健康づくりに取り組むことが求められています。また、少子高齢化の進行、雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療ニーズは年々高まっています。このような状況を踏まえて、スポーツや

※1 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、小児医療や障がい者医療、高齢者医療等のニーズに対応した医療体制の充実に努めます。また、かかりつけ医の定着や介護サービスの充実、各医療機関の連携体制の確保等にも取り組み、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる医療環境づくりを進めます。

●基本方針１ 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

施 策	主な事業
◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進 ・地域福祉の推進 ・福祉のまちづくり運動の推進 ・福祉のまちづくり講座の開催 ・孤立死防止対策の推進 ・総合福祉会館の活用
◎高齢者の生きがいづくり	・コミュニティ活動の推進 ・シルバー人材センターの充実 ・雇用促進奨励金の交付 ・市民の学習活動への環境整備
◎高齢者福祉サービスの充実	・買物弱者対策 ・福祉サービスの適切な提供
◎介護保険事業の充実	・市民への介護情報の提供強化 ・在宅サービスの適切な提供 ・介護サービスの適切な提供 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・地域包括支援センターの設置及び運営 ・在宅医療、介護連携の推進 ・認知症高齢者に係る施策の推進 ・介護保険制度の円滑な運営
◎障がい者福祉の充実	・雇用促進奨励金の交付 ・障がい者職場実習奨励金の支給 ・若年者等トライアル雇用奨励金の支給 ・障がい者相談支援事業 ・自立生活の支援 ・施設整備・利用の促進 ・障がい者福祉意識の高揚 ・社会参加の促進 ・介護サービスの提供 ・各種補助・手当の支給 ・社会福祉法人への支援 ・障がい児支援の充実 ・自立への助長支援
◎市民生活の安定と自立の促進	・生活困窮者の生活安定と自立の促進

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	・福祉のまちづくり講座の開設数	0 館	10 館	同左
◎高齢者の生きがいづくり	・ボランティア養成講座の開設数	2 館	10 館	同左
◎介護保険事業の充実	・認知症サポーター養成者数(累計)	1,446 人	3,300 人	4,900 人

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎障がい者福祉の充実	・福祉施設の入所者の地域生活への移行者数(累計)	22 人	49 人	73 人
	・福祉施設から一般就労への移行者数	11 人	36 人	同左

●基本方針 2 子どもの健全育成と子育て環境の充実

施 策	主な事業
◎子どもの健全育成の推進	・地域における子育て支援サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・学童保育サービスの充実
◎安心できる子育て環境の整備	・ひとり親家庭への支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・保育所の耐震補強 ・児童虐待防止対策の充実 ・学童保育サービスの充実 ・障がい児支援の充実 ・民間賃貸住宅居住支援事業

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎子どもの健全育成の推進	・地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	101,666 人 (69,756 人) ※()内は 子ども館利用者数	101,700 人 (69,800 人) ※()内は 子ども館利用者数	同左
◎安心できる子育て環境の整備	・保育所待機児童数(入所保留者を含む。)	172 人 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	0 人	同左
	・過密学童保育所(利用者 1 人当たりの面積 1.65㎡以下)の数	4 か所	0 か所	同左

●基本方針 3 健康づくりの推進と地域医療の充実

施 策	主な事業
◎市民の健康づくりの推進	・市民への啓発・PRの強化 ・健康づくり推進プロジェクトの推進 ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 ・各種がん検診の実施 ・健康診査・生活習慣改善指導の実施 ・健康づくりフェスティバル事業の推進 ・健康づくり推進計画 21 の推進 ・食育の推進 ・結核予防の推進 ・エイズ予防対策の推進 ・食品衛生に対する正しい知識の普及
◎地域医療体制の充実	・市民への医療情報の提供強化 ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進 ・救急医療体制の充実 ・関係機関との連携強化 ・献血事業の推進
◎母子保健・医療の充実	・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・母子に係る医療費助成の実施 ・救急医療体制の充実 ・子育て支援の充実

施 策	主な事業
◎高齢者医療の充実	・在宅医療、介護連携の推進
◎障がい者医療の充実	・重度障がい者医療費助成の実施 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎市民の健康づくりの推進	・がん検診受診率			
	・胃がん	19.8%	43%	46%
	・肺がん	29.8%	45%	52%
	・子宮がん	32%	54%	59%
	・乳がん	38.4%	55%	60%
	・大腸がん	37.1%	48%	57%
◎母子保健・医療の充実 ◎障がい者医療の充実	・乳児家庭訪問の実施率	92.4%	100%	同左
	・乳幼児健康診査の受診率			
	・低出生体重児	88.1%	100%	同左
	・3 か月児	97.2%	100%	同左
	・1 歳 6 か月児	96.7%	100%	同左
	・3 歳児	89.8%	100%	同左

基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市

近年、少子化が進む中で、子どもは将来を担う大切な財産であることから、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた子どもの育成に向けて、より良い教育環境を整えることが必要です。

そのために、学校、地域、家庭が連携して、地域の特色を活かした創意工夫のある教育活動を展開するほか、学力向上はもとより、学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通して、子どもの健やかな成長に資する環境づくりや、学校教育施設の整備、充実、教職員の資質の向上等に取り組みます。

近年では、子ども・若者を狙った犯罪の増加や有害情報の氾濫等、取り巻く環境が悪化しており、不登校、ひきこもり、ニート※¹等の問題も多様化していることから、学校、家庭、地域が一体となった子ども・若者の健全育成に向けた取組を推進します。

また、いじめや虐待といった課題が存在していることから、学校教育においても人権教育を通じた意識の醸成等を進めます。

学習は子ども・若者に限らず、生涯にわたり取り組むものであることから、誰もが生涯にわたって学び合うことのできる環境づくりを進めます。

誰もが生きがいを持ち、地域への参加等を通じて生涯にわたって学び合える野田市の実現に向けて、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動や、公民館や図書館を始めとした学習拠点の充実、自然環境を活かした学習等に取り組み、郷土愛を育む学習を推進します。

野田市においても、今後ますます国際化が進み、市内在住の外国人の増加が予想されることから、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適應できる人材育成等を目指して、国際交流の機会や場の充実を図ります。

※¹ ニート…Not in Education, Employment or Trainingの略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

●基本方針１ 質の高い学校教育の実現

施 策	主な事業
◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・特別支援教育の充実 ・土曜授業 ・武道指導の充実 ・教職員研修の充実
◎家庭・地域の教育力の向上	・地域人材の活用－学校支援地域本部事業の推進－ ・家庭教育力の向上
◎子ども・若者の健全育成	・教育相談の充実 ・適応指導学級の充実 ・いじめ防止対策の推進 ・青少年活動の支援 ・環境浄化活動 ・相談活動
◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	・ＩＣＴ教育の推進と情報モラル教育の充実 ・食育の充実 ・読書環境・指導の充実 ・通学路の安全性の確保 ・校舎、体育館、プール等の改修 ・防災教育の充実 ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置 ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修
◎学校人権教育の推進	・学校人権教育指導者養成講座の開催

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	・児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 80% 中学校 80%
◎家庭・地域の教育力の向上	・地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	38.7%	60%	80%
	・地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合	54.8%	70%	80%
	・家庭教育学級の参加者数	10,290 人	11,300 人	11,800 人
◎子ども・若者の健全育成	・不登校率	小学校 0.26% 中学校 2.46%	小学校 0.2% 中学校 2.4%	小学校 同左 中学校 同左
	・適応指導学級通級生の学校復帰率	80%	90%	同左
◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	・授業中にＩＣＴを活用して指導する能力を有する教職員の割合	70.5%	100%	同左
	・情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	78.3%	100%	同左
	・食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合	32.3%	100%	同左
	・エアコンの設置率	0%	100%	－

基本方針 2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

施 策	主な事業
◎生涯学習の推進	・生涯学習施設の整備 ・市民の情報活用能力の育成 ・市民の学習活動への環境整備 ・家庭教育力の向上 ・公民館サービスの充実 ・博物館機能の充実 ・図書館資料・情報提供機能の充実 ・文化会館自主文化事業の充実 ・児童生徒の学校外体験活動の活性化 ・オープンサタデークラブの充実
◎郷土愛を育む学習の推進	・文化財の保存と活用 ・博物館機能の充実 ・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書） ・野田市史の刊行
◎生涯スポーツの推進	・各種スポーツ施設の整備 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・サイクリングロードの整備

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎生涯学習の推進	・公民館の利用者数	429,454 人	446,600 人	464,500 人
	・人口 1 人当たりの図書館資料の貸出点数	6.7 点	7.1 点	7.5 点
	・地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	38.7%	60%	80%
◎郷土愛を育む学習の推進	・指定文化財等の件数（累計）	指定文化財 35 件 登録文化財 28 件	指定文化財 38 件 登録文化財 31 件	指定文化財 41 件 登録文化財 34 件
	・市史に関する刊行物の刊行数（累計）	39 冊	61 冊	71 冊
◎生涯スポーツの推進	・スポーツ施設の利用者数	593,807 人	624,000 人	654,000 人

●基本方針 3 国際交流の推進

施 策	主な事業
◎国際的な交流と協力の推進	・国際交流協会の支援 ・外国人向け生活情報ガイドブックの充実

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎国際的な交流と協力の推進	・国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	300 人	500 人	600 人
	・国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	1,387 人	1,600 人	1,800 人

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、防犯に役立つハード面の整備や市民一人一人の防犯意識の向上等のソフト面での対策を推進し、市、警察、地域が連携し防犯対策に取り組むまちづくりを進めます。

安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助※1」の連携が不可欠です。地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるよう取り組みます。また、消防体制の充実、救急救命体制の充実にも取り組みます。

交通環境については、歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生していることから、市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した環境整備とともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものであることから、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めていきます。また、劣化、老朽化が進む道路や橋梁の維持管理に努めます。さらに、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に取り組みます。

野田市には、みどり豊かな公園や歴史的な資源も多く、それらを活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。また、公園や緑地等のみどりを保全するとともに魅力向上に取り組み、豊かな都市空間の形成を図ります。

市内の交通に関しては、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る唯一の鉄道である東武野田線が単線であることから、通勤、通学等における利便性の向上が課題となっています。そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備、東武野田線の複線化の推進に引き続き取り組みます。また、誰もが気軽に利用できる市内の移動手段を確保していくために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し等により、公共交通の充実を図ります。

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

施 策	主な事業
◎防犯まちづくりの推進	・安全安心メール「まめメール」 ・防犯体制、防犯活動の推進 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ・空き家の適正管理の指導
◎防災まちづくりの推進	・住宅防火対策の推進 ・水質事故等における大規模断水対策の推進 ・防災情報ネットワークの活用 ・武力攻撃災害等に対する取組 ・備蓄の推進 ・排水機場の運転・管理 ・水防対策の強化 ・目吹河川防災ステーション水防センターの建設（水防拠点の整備） ・自主防災組織の育成 ・避難行動要支援者支援計画の推進

※1 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

施 策	主な事業
◎消 防 体 制 の 充 実	・救急業務の高度化 ・市民と消防団の連携 ・予防査察体制の充実 ・応急手当の普及啓発活動の推進 ・通信指令装置の更新整備 ・消防車両の充実強化 ・消火栓・防火水槽の整備 ・消防団拠点施設の整備 ・消防団用装備等の整備 ・消防団の活性化

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎防 犯 ま ち づ く り の 推 進	・ 自主防犯組織の組織率	82.4%	90%	100%
◎防 災 ま ち づ く り の 推 進	・ 自主防災組織の組織率	46.4%	60%	80%
	・ 住宅用火災警報器の設置率	72.4%	90%	100%
◎消 防 体 制 の 充 実	・ 救急救命士数	28 人	33 人	同左
	・ 消防団員数	763 人	860 人	同左
	・ 公共施設への A E D の 配 備 率	71.3%	100%	—
	・ 予防査察執行率	20.3%	40%	50%

●基本方針 2 安全で快適な都市基盤の整備

施 策	主な事業
◎交 通 安 全 の 推 進	・交通安全団体への支援 ・交通安全指導の充実
◎道 路 交 通 体 系 の 整 備	・千葉柏道路（国道 16 号バイパス）の整備促進 ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進 ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進 ・県道結城野田線の整備促進 ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の 4 車線化 ・県道川間停車場線の整備促進 ・県道我孫子関宿線の整備促進 ・東西に連絡する道路の整備促進 ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進 ・都市計画道路中野台中根線の整備 ・都市計画道路堤台柳沢線の整備 ・都市計画道路清水公園駅前線の整備 ・バリアフリーの推進 ・市道船形古春線の整備 ・市道の整備
◎魅 力 あ る 景 観 の 形 成	・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 ・街路樹の整備 ・公共事業による積極的な景観形成 ・景観計画の策定及び景観条例の制定 ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）
◎地 域 に よ る 公 園 等 利 活 用 の 促 進	・身近な公園、緑地等の整備 ・総合公園の整備
◎道 路 等 の 都 市 インフラの安 全 性 と 利 便 性 の 確 保	・連続立体交差事業の促進 ・愛宕駅周辺地区のまちづくり ・野田市駅西土地区画整理事業 ・梅郷駅西土地区画整理事業

施 策	主な事業
	・市営住宅維持管理修繕事業 ・住宅改修支援事業 ・民間賃貸住宅居住支援事業 ・透水性舗装の推進 ・市道の維持修繕事業の推進 ・交通安全施設の整備 ・私有道路敷舗装の推進 ・歩道・自転車通行帯等の整備 ・道路台帳の電子化
◎個性と魅力あふれる市街地の形成	・東新田土地区画整理事業 ・次木親野井特定土地区画整理事業 ・台町東特定土地区画整理事業 ・駐輪場の整備

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎道路交通体系の整備	・県道（主な事業 5 路線）の整備率	44.9%	100%	—
	・市道（主な事業 4 路線）の整備率	55.4%	86.9%	100%
◎魅力ある景観の形成	・新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	6,017 本	6,135 本	6,215 本
	・標柱、解説板の設置数（累計）	解説板 15 基 標 柱 45 基	解説板 21 基 標 柱 51 基	解説板 24 基 標 柱 54 基
◎地域による公園等利活用の促進	・公園等の面積（市民 1 人当たりの公園等の面積）	193.39ha (12.37 m ² / 人)	194.69ha (12.60 m ² / 人)	195.84ha (12.89 m ² / 人)
◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	・野田市駅西土地区画整理事業の進捗率	8.7%	100%	—
	・愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	85.6%	100%	—
	・愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	0%	100%	—
	・連続立体交差事業の進捗率	9.6%	100%	—
	・梅郷駅西土地区画整理事業の進捗率	89.4%	100%	—

●基本方針 3 公共交通の充実

施 策	主な事業
◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	・東京直結鉄道の整備促進 ・鉄道建設基金の積立 ・東武野田線の複線化の促進 ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実 ・バス路線の維持・整備

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	・まめバス利用者数	306,765 人	317,000 人	320,000 人
	・民間バス路線数	16 路線	同左	同左

基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要です。そのため、市民、NPO等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、市民が地域の主体となり自主的・自発的に取り組むまちづくりを推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。そのため、日頃からのコミュニケーションの活性化を図るとともに、地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支え合う地域づくりを進めていきます。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等に取り組みます。そして、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。また、各地区における自治会を核とした地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりが図られることから、より一層支援していきます。

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的な参画がなされるよう、市民に役立つ情報や市の施策及び事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信するとともに、情報交流・情報の共有化を図ります。また、個人情報の適切な取扱いや保護に取り組みます。

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、さらに、近年においてはインターネットなどによる人権侵害等の様々な人権問題が存在していることから、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。また、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

●基本方針 1 協働によるまちづくりの推進

施 策	主な事業
◎市民参加を促進する仕組みづくり	・市民参加手法の検討 ・住民投票制度の運用 ・パブリック・コメント手続の運用 ・審議会等の公募委員の拡充 ・市民活動団体への支援
◎協働の仕組みづくりの推進	・市政懇談会の実施 ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
◎互いに支え合う地域づくりの推進	・防犯体制、防犯活動の推進 ・自主防災組織の育成
◎ふれあい、交流の拠点づくり	・市民活動団体等の情報提供 ・地域における子育て支援サービスの充実
◎地域コミュニティの強化	・自治会活動活性化の推進 ・地区集会施設整備への支援

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎市民参加を促進する仕組みづくり	・審議会等の公募委員の人数	26 人	52 人	同左

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎互いに支え合 う地域づくり の推進	・自主防犯組織の組織率	82.4%	90%	100%
◎ふれあい、交流 の拠点づくり	・地域子育て支援拠点及び子ど も館の利用者数	101,666 人 (69,756 人) ※() 内は 子ども館利用者数	101,700 人 (69,800 人) ※() 内は 子ども館利用者数	同左
◎地 域 コ ミ ュ ニ ティの強化	・自治会の加入率	73.4%	78%	81%

●基本方針 2 情報発信・共有の充実

施 策	主な事業
◎迅速・的確な情 報提供	・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・情報提供マニュアルの見直し及び活用 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現 ・情報公開制度の充実

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎迅速・的確な情 報提供	・市ホームページ年間アクセス 数	851,814 件	1,247,000 件	1,773,000 件

●基本方針 3 人権尊重・男女共同参画社会の推進

施 策	主な事業
◎人 権 教 育 の 推 進	・講演会等の開催 ・啓発資料の作成配布 ・隣保館事業の充実 ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進 ・企業人権教育研修の実施 ・社会人権学習講座の実施
◎男女共同参画 社会の推進	・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 ・ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）対策の推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画促進 ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎人 権 教 育 の 推 進	・自分の人権が侵害されたと思 ったことがある市民の割合	27.7%	26.8%	26%
	・人権尊重のためには人権に対 する正しい知識を身に付ける ことが重要と考える市民の割 合	28.8%	30.2%	31.5%
	・社会人権学習講座の参加者数	公 民 館 78 人 福祉会館 139 人	公 民 館 120 人 福祉会館 150 人	公 民 館 同左 福祉会館 同左
◎男女共同参画 社会の推進	・審議会等における女性委員の 登用率	45%	50%	同左

基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

商店街は、高齢者の買物の場の確保や地域コミュニティの核としての機能も求められることから、新たな魅力を創出することで商店街の活性化を図ります。また、野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進させて、起業支援や新たな事業の創出へつなげます。

農業においては、後継者の育成や耕作放棄地の解消が大きな課題となっていることから、持続可能な農業の推進に向けて、農地の集約化等による収益性の向上や若手の新規就農者の育成、民間企業等の参入等を進めます。

野田市には、多くの歴史、文化的資源が存在しており、豊かな自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組も進めています。このような多様な資源を市民、市民団体、企業等と連携を図り、まつり、イベント等の開催を通じてにぎわいを創出し、観光資源として磨き上げ、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高めていくことで、野田市独自の観光振興を図ります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させていくことが重要です。そのため、教育や福祉の充実、雇用創出等、更には、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により、魅力ある生活環境を整え、子育て世代や若年層の定住促進を図ります。また、地域の歴史、文化資源や産業、観光資源、魅力ある商業や特産品、豊かな自然環境等の地域資源を活かした野田市らしい魅力の創出を図ります。そして、生涯学習を推進するため、指導者の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力づくりに取り組みます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりを推進します。

●基本方針 1 地域産業の振興

施 策	主な事業
◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	・ 中心市街地商業等活性化関連事業 ・ 買物弱者対策 ・ 商店街共同施設設置事業 ・ 共同駐車場確保事業 ・ 商店会販売促進事業 ・ 各種融資制度による事業経営の支援 ・ 経営普及改善事業への支援 ・ 異業種交流の推進 ・ 起業家支援事業
◎農業の活性化の推進	・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業 ・ 利子補給事業 ・ アグリサポート（援農制度）の推進 ・ 担い手農家への支援 ・ 生産調整推進事業 ・ 青果物価格安定事業 ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 水田自給力向上対策事業 ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・ 水質保全対策の推進

施 策	主な事業
◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	・工業振興・活性化方策の検討 ・産学官交流の推進 ・地域職業訓練協会への支援 ・雇用促進奨励金の交付 ・起業家支援事業 ・農業経営高度化の推進

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	・商店会が実施するイベント、販売促進事業数	9 事業	13 事業	18 事業
◎農業の活性化の推進	・認定農業者数（累計）	103 人 (うち法人 7)	150 人 (うち法人 10)	200 人 (うち法人 14)
◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	・工業関係事業所の製造品出荷額	3,625 億円 (平成 24 年工業統計調査より)	4,169 億円	4,713 億円

●基本方針 2 観光・イベントの振興

施 策	主な事業
◎まつりやイベントの活用	・地域イベント・まつりの振興 ・観光PRの推進 ・観光資源の洗い出し ・観光集客事業の促進 ・コウノトリの舞う里づくり ・サイクリングロードの整備
◎地域資源を活用した交流人口の拡大	・コウノトリの舞う里づくり ・博物館機能の充実 ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 ・サイクリングロードの整備 ・江戸川舟運の推進

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎まつりやイベントの活用	・観光関連施設の入込客数	664,000 人	703,000 人 (平成 28 年度から平成 34 年度までの最大入込客数)	744,000 人 (平成 35 年度から平成 42 年度までの最大入込客数)
◎地域資源を活用した交流人口の拡大	・博物館の入館者数	郷土博物館 31,328 人 鈴木貫太郎記念館 4,811 人	郷土博物館 32,900 人 鈴木貫太郎記念館 5,400 人	郷土博物館 34,500 人 鈴木貫太郎記念館 同左

●基本方針 3 定住の促進

施 策	主な事業
◎生活環境の充実と情報発信の強化	・消費生活情報の提供強化 ・消費生活に係る相談機能の充実 ・一般社団法人野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・学童保育サービスの充実 ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進

施 策	主な事業
	・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現
◎文化・教育水準の向上	・市民の学習活動への環境整備 ・公民館サービスの充実 ・博物館機能の充実 ・図書館資料・情報提供機能の充実 ・文化会館自主文化事業の充実 ・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・土曜授業
◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	・連続立体交差事業の促進 ・愛宕駅周辺地区のまちづくり ・野田市駅西土地区画整理事業 ・梅郷駅西土地区画整理事業 ・東新田土地区画整理事業 ・次木親野井特定土地区画整理事業 ・台町東特定土地区画整理事業 ・都市計画マスタープランの見直し ・市街地における住居の表示の整備 ・東京直結鉄道の整備促進 ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

【指標・目標値の設定】

施 策	指 標	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
◎生活環境の充実と情報発信の強化	・出前講座の受講者数	100 人	500 人	900 人
	・市ホームページ年間アクセス数	851,814 件	1,247,000 件	1,773,000 件
◎文化・教育水準の向上	・自主文化事業入場者数	7,605 人	9,000 人	10,000 人
	・児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 80% 中学校 80%
◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	・連続立体交差事業の進捗率	9.6%	100%	—
	・愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	85.6%	100%	—
	・愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	0%	100%	—
	・野田市駅西土地区画整理事業の進捗率	8.7%	100%	—
	・梅郷駅西土地区画整理事業の進捗率	89.4%	100%	—
	・字の入り組み及び飛地の解消 か所数（累計）	8 か所	22 か所	37 か所

◆重点プロジェクト

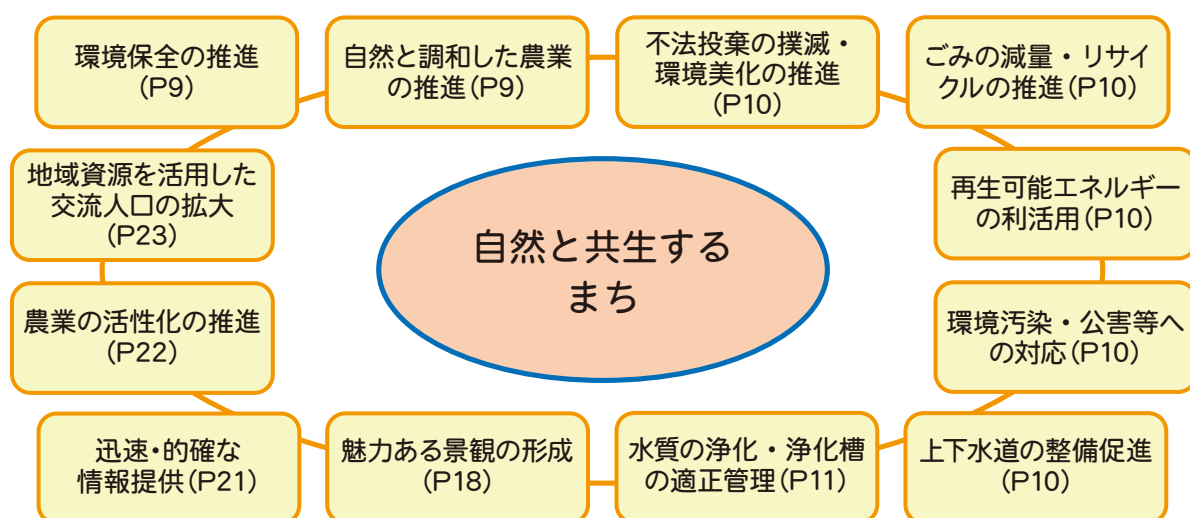
◆「重点プロジェクト」の設定

分野別の体系となっている基本目標を、横断的に捉え直し、関連する施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、現総合計画（新市建設計画）の重点プロジェクトからの継続性、連続性に配慮して、8の重点プロジェクトを設定し、将来都市像「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現を目指します。

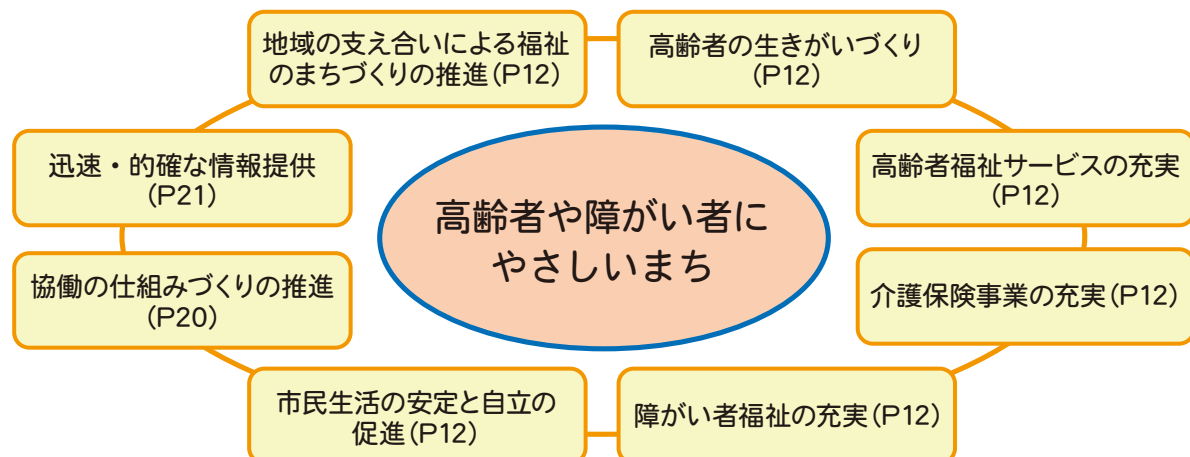
◆「重点プロジェクト」の考え方

総合計画は、野田市の目指す将来都市像を定め、そこに向かってまちづくりを進めることで、市政全体の底上げを図ろうとするものです。これは、重点プロジェクトについても同様であり、このような意味で、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属している形にしています。

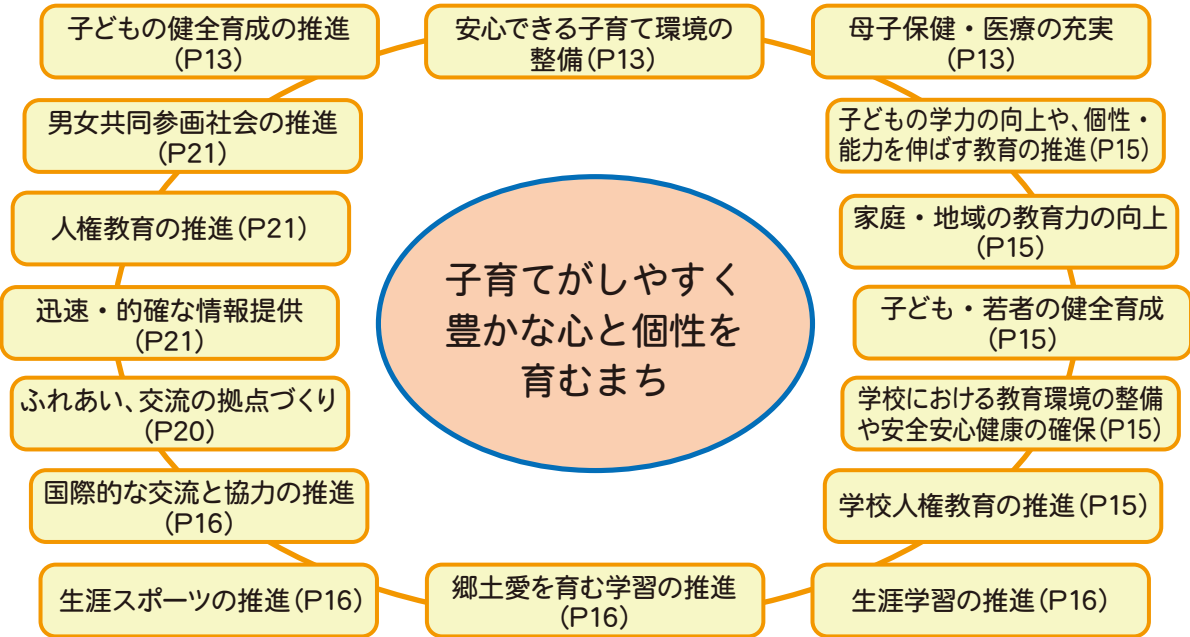
プロジェクト1 自然と共生するまちづくり



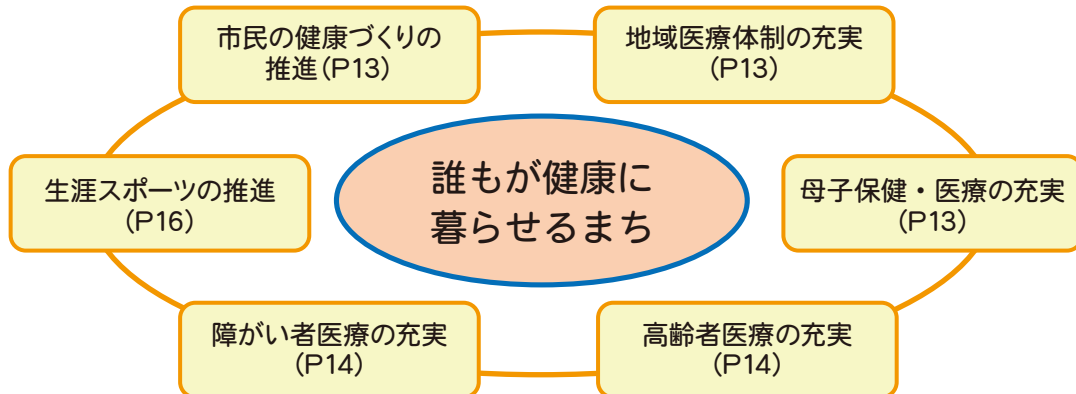
プロジェクト2 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり



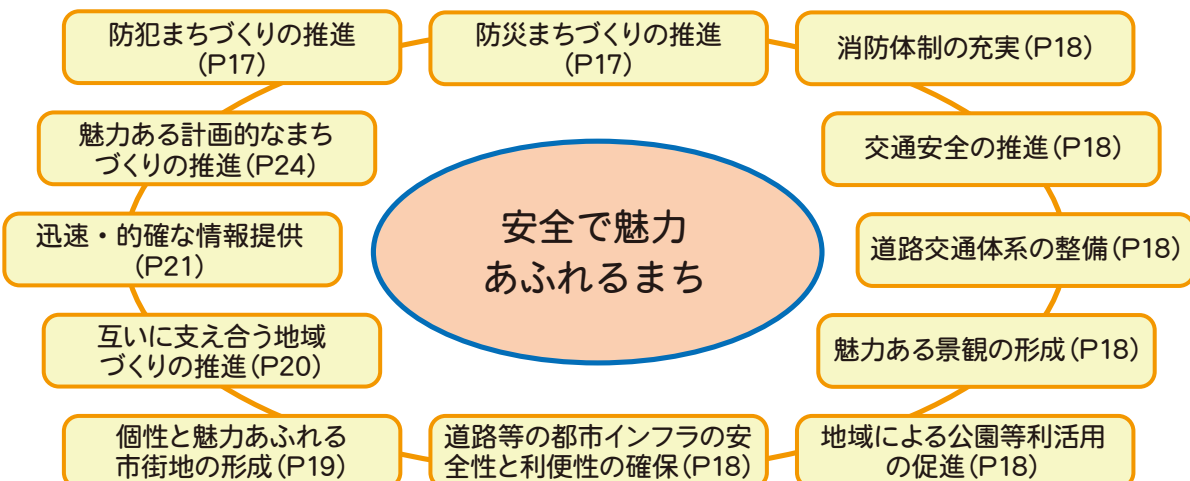
プロジェクト3 子育てがしやすく豊かな心と個性を育むまちづくり



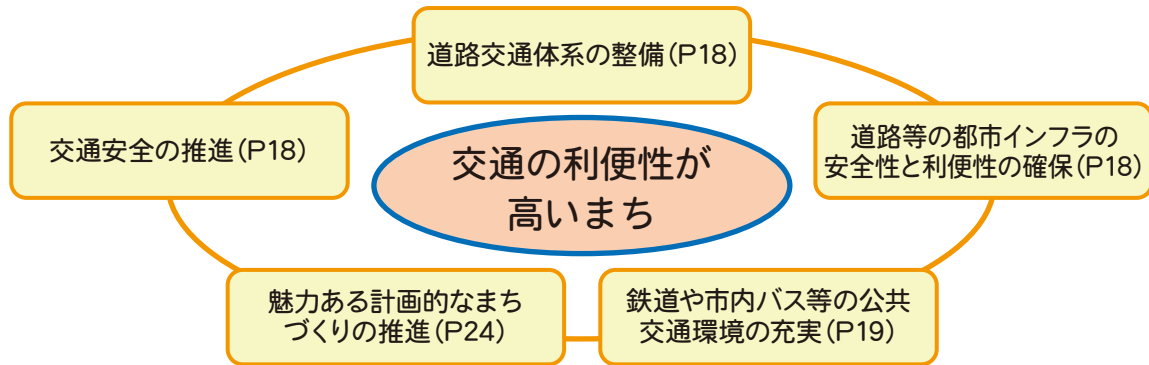
プロジェクト4 誰もが健康に暮らせるまちづくり



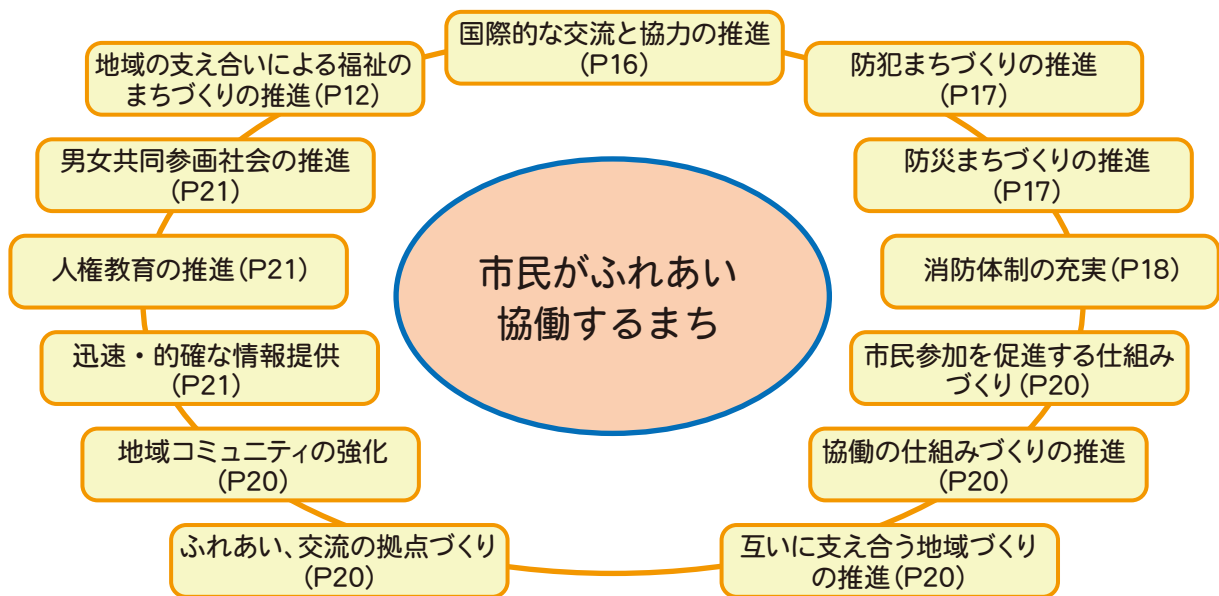
プロジェクト5 安全で魅力あふれるまちづくり



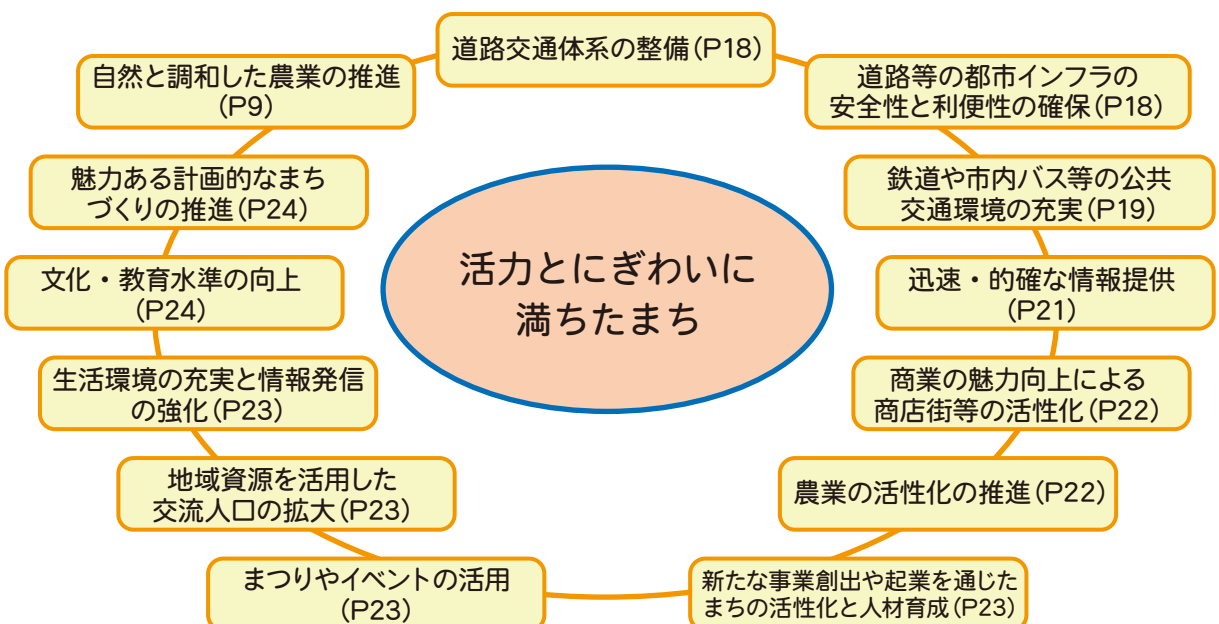
プロジェクト 6 交通の利便性が高いまちづくり



プロジェクト 7 市民がふれあい協働するまちづくり



プロジェクト 8 活力とにぎわいに満ちたまちづくり



◆計画の実現に向けて

（１）市民との協働によるまちづくりの推進

市民の意見や多様化するニーズを的確に市政に反映するためには、市民と行政が対等な立場で役割や責任などを分担し、連携、協力して共通する取組や事業を推進することが必要です。そのため、市民参加の機会を充実し、市民が主体的にまちづくりに参画することができるよう、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動の支援・育成を通じて、まちづくりへの市民参加意識を高めるとともに、まちづくりに関する情報の広報・広聴活動等を積極的に行い、様々な形で市民参加を基本としたまちづくりを推進します。

（２）心のバリアフリーによる支え合いのまちづくりの推進

バリアフリー化を実現するためには、駅や道路、建物といったハードの整備だけでなく、一人一人がバリアを理解し、市民が互いに認め合い、支え合う「心のバリアフリー」が最も大切です。これまでも、福祉のまちづくりフェスティバルなどを通じて、「心のバリアフリー」の浸透した野田市の実現を図っているところであり、今後も、様々な機会を通じて、市民に対する意識啓発を推進することにより、高齢者や障がい者、子育て世帯等、特に地域社会とのつながりや支援が必要な市民を見守り、支援していくことができる支え合いのまちづくりを進めます。

（３）地域特性を活かしたまちづくりの推進

野田市は、まちの中心的な役割を持つ地域、広大な農地や自然環境を有する地域、歴史的遺産等の文化的な潤いのある地域等、様々な特性を持つ地域が集まって形成されています。また、それぞれの地域には、様々な世代や価値観を持つ市民が暮らしています。

このような地域特性を活かし、より市民の視点に立った施策や事業に取り組みます。

（４）持続可能な行財政運営

地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。歳入の根幹をなす市税等について常に効果的な徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化を図ります。

また、ファシリティマネジメント※¹の考え方にに基づき、公有財産の有効活用などに努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、限りある財源を真に必要な事業に充て、計画的な行財政運営を行います。

加えて、組織の活性化や人材の育成を図り、持続可能な行財政運営を進めます。

※¹ ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。